



# 幼児教育・保育の無償化のための 手続きについて



令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されています。子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園の利用料や預かり保育事業、一時預かり事業、認可外保育施設等の利用料を無償化の対象とする場合には、「**子育てのための施設等利用給付認定**」を受ける必要があります。認定区分は保護者や児童の状況等に応じ、3種類あります。以下の表を参考に必要な申請を行ってください。

児童の状況	クラス年齢	保育の必要性 ※1	該当する 認定区分	無償化の 対象となる費用	申請時提出書類
子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園※2を利用している児童	満3歳児 クラス以上	問わ ない	<b>1号認定</b>	通常の教育時間分の 利用料(上限 25,700 円)	子育てのための施設等 利用給付認定申請書 (1号)
幼稚園、認定こども園(教育部分) を利用している児童	3歳児(年少) クラス以上	<b>あり</b>	<b>2号認定</b>	通常の教育時間分の 利用料(上限 25,700 円) <b>+預かり保育利用料</b> 日額上限: 450 円 月額上限: 2号認定 11,300 円 3号認定 11,700 円	子育てのための施設等 利用給付認定申請書 (2・3号)、保育の必要 性を証明する書類
幼稚園・認定こども園(教育部分)を 利用している <b>市町村民税非課税世 帯※3</b> の児童	満3歳児 クラス	<b>あり</b>	<b>3号認定</b>		

※1「**保育の必要性：あり**」とは、裏面の表の「**保育を必要とする事由**」に当てはまり、家庭での保育が難しい場合を言います。申請時には事由に応じた「**保育の必要性を証明する書類**」を添付してください。

※2 子ども・子育て新制度未移行幼稚園に通園予定の方のうち、保育の必要性があり、預かり保育利用料を無償化したい方は、「子育てのための施設等利用給付認定申請書(2・3号)」の提出が必要です。

※3 市町村民税が免除された方、生活保護法の被保護者、児童福祉法の里親を含む。

## 手続き方法について

### ① 認定申請

申請用紙等は、子ども福祉課または施設で配布しています。必要事項を記入し、添付書類を準備の上、子ども福祉課へ提出してください。施設経由の提出も可能です。なお、認定申請は必ず**利用開始日以前**に手続きを行ってください。申請前に利用した分の利用料は、無償化の対象外となります。

### ② 認定決定(却下)

申請書提出後、子ども福祉課から決定通知または却下通知が送付されます。通知は利用施設を経由して送付される場合があります。利用料等の無償化は、決定された認定期間に応じて適用となります。認定期間の更新手続き等が必要な場合には、別途、子ども福祉課から通知が送付されます。

また、**次のような場合には手続きが必要**です。詳しくは子ども福祉課へお問い合わせください。

- 申請内容(氏名、住所、保育を必要とする事由等)が変更になった場合
- 施設の利用をやめる場合
- 市外に引っ越しをする場合 等



保育を必要とする事由		保育の必要性を証明する書類
①就労	・就労時間が月60時間以上の労働に従事している場合 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間など、基本的にすべての就労(居宅内の労働、自営業、在宅勤務等も含む。)が対象となります。	・就労証明書…※3
②妊娠・出産	・母親が妊娠中(出産間近)であるか、または出産後間もないため、その児童の保育ができない場合	・母子手帳の写し(父母氏名、出産(予定)日が確認できるページ)
③保護者の疾病・障害	・疾病にかかり、または負傷し、もしくは自身に障害があるため、その児童の保育ができない場合	・障害の場合は提出不要 ・疾病の場合は診断書(療養が必要な期間と日中保育が難しい旨の記載が必要)
④介護・看護	・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居または長期入院・入所している親族の常時の介護、看護にあたっている場合	・介護・看護申出書及び診断書(常時介護が必要な旨とその期間についての記載が必要)または障害者手帳等
⑤災害復旧	・火災、風水害または地震等の災害により、その児童の家屋を失ったり破損したりしたため、復旧にあたっており、その児童の保育ができない場合	・被災証明書または災証明書
⑥求職活動	・保護者が求職活動中のため、その児童の保育ができない場合(起業準備を含む。)	・求職活動中(起業準備中)であることの申立書
⑦就学	・職業訓練校等における職業訓練等を受けている場合	・在学証明書等
⑧育児休業中	・既に保育を利用しており、引き続き利用が必要であると認められる場合	・就労証明書(育児休業期間が明記してあるもの)
⑨その他	・上記に類する状態として市長が認める場合	

※3 就労証明書提出の際は、次のとおりとなります。お間違いのないようお願いします。

就労形態	提出書類	留意点
○雇用されている場合(会社員、公務員、パート、派遣職員等)	・就労証明書	・勤務先から証明を受けてください。 <b>※施設利用開始日以降の就労が確認できるものをご準備ください。</b>
○自営業を行っている場合 ○内職している場合	・自営申出書	以下の書類も添付してください。 ・確定申告書の写し(最新のもの) ・開業届の写し(自営業を始めたばかりで確定申告書の写しが提出できない場合) ※開業届の写し提出後、3か月間は実績確認を行います。

## 認定期間について

- 「就労」で雇用期間に定めがある場合…雇用期間終了日が属する月の末日まで
- 「妊娠出産」…出産(予定)日を基準とした産前8週および産後8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで
- 「疾病・障害」「介護・看護」…診断書等に記載のある有効期間の属する月の末日まで
- 「災害復旧」…効力発生日から就学前まで
- 「求職活動」…認定期間開始の日から90日を経過する日が属する月の末日まで  
※認定期間内に就労を開始し、就労証明書を提出する必要があります。
- 「就学」…保護者の卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで
- 「育児休業中」…育児休業期間終了日が属する月の末日まで

※認定期限が切れる前に、子ども福祉課から通知が送付されますので、更新手続きを行ってください。

手続きをされない場合、認定期間が切れ、無償化の対象外となりますのでご注意ください。

担当：岩沼市役所子ども福祉課保育支援係  
電話 0223-23-0826